

兵庫県公報

令和3年3月23日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 使用料及び手数料徴収条例及び阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（財政課）	4
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	16
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	19
○ 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（人事課）	20
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（同）	20
○ 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（同）	23
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（同）	23
○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（同）	24
○ 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例（兵庫津ミュージアム整備室）	24
○ 県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例（県民生活課）	26
○ 兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高齢政策課）	26
○ 介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（高齢政策課）	28
○ 児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例（児童課）	28
○ 食品衛生法基準条例の一部を改正する等の条例（生活衛生課）	29
○ 興行場法施行条例の一部を改正する条例（同）	32
○ 国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（農地整備課）	32
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	33
○ 兵庫県文化財保護条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局文化財課）	33

公布された法令のあらまし

●使用料及び手数料徴収条例及び阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例

●兵庫県税条例等の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税、軽油引取税及び自動車税に係る規定について所要の整備を行うこととした。
- 2 バイオディーゼル燃料混和軽油の県内における生産、流通及び消費を引き続き促進し、もって地域循環型燃料の普及による地球の温暖化の防止を図るため、バイオディーゼル燃料混和軽油に係る軽油引取税の課税の特例期限を5年間延長することとした。

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

介護保険法の一部改正により、中核市の長が当該中核市の区域に所在する介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理を行うこととされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 児童福祉法施行令の一部改正による児童福祉司等の配置基準に対応し、及び感染症対策の体制の強化を図るため、知事の事務部局の職員の定数を増員することとした。
- 2 新型コロナウイルス感染症の臨時重症専用病棟を兵庫県立加古川医療センターに設置することに伴う医療提供体制の確保を図るため、病院事業の職員の定数を増員することとした。
- 3 短時間勤務の職に再任用される職員の数の上限を改めることとした。

●職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、義務教育諸学校等の職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例を定める等、所要の整備を行うこととした。
- 2 在勤庁以外の場所在宅勤務として勤務することができる職員の範囲及び場所を明確にするため、所要の整備を行うこととした。
- 3 職員の子育てと仕事の両立を支援するため、育児部分休暇を取得することができる時間帯を拡大することとした。

●職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

行財政運営方針に基づき、職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況等を踏まえ、管理職手当を減額する率を引き上げる等した上で引き続き実施することとし、関係条例について所要の整備を行うこととした。

●特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

行財政運営方針に基づき、特別職に属する常勤の職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況等を踏まえ、給料月額を減額する率を引き上げた上で引き続き実施することとし、所要の整備を行うこととした。

●職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）

こども家庭センターに勤務する児童福祉司等の職員の処遇改善に向けて、児童又はその保護者等と面接して行う相談等の業務に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当を増額することとした。

●兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例（条例第15号）

本県の名称の由来となり、初代県庁が置かれた兵庫津において、兵庫津の歴史、本県独自の成り立ち及び兵庫五国の歩みをはじめとする自然、歴史、文化などの多様な地域資源（3(1)において「多様な地域資源」という。）を有する本県の魅力を広く発信することにより、県民の地域への愛着を育み、県内におけるにぎわいを創出するため、兵庫県立兵庫津ミュージアム（以下「兵庫津ミュージアム」という。）を設置することとした。

1 位置

神戸市兵庫区中之島2丁目

2 構成施設

兵庫津ミュージアムは、次に掲げる施設をもって構成するものとする。

- (1) 初代県庁館
- (2) ひょうごはじまり館

3 業務

- (1) 兵庫津ミュージアムは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 多様な地域資源に関する実物、模写、模造、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料（以下「資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。

イ 多様な地域資源に関する学術調査及び研究を行うこと。

ウ 多様な地域資源に関する情報の収集、発信及び活用を行うこと。

エ 多様な地域資源に関する講演会、講習会等を開催すること。

オ 多様な地域資源に関する活動のために兵庫津ミュージアムの施設を県民の利用に供すること。

カ 他の博物館、研究機関、多様な地域資源に関する活動を行う団体等との相互協力及び連携を行うこと。

キ その他兵庫津ミュージアムの目的を達成するために必要な業務

- (2) 知事は、兵庫津ミュージアムの施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の利用に供することができるものとする。

4 特別観覧料

兵庫津ミュージアムに展示し、又は保管している資料について学術研究等のために模写、模造、撮影等しようとする者は、知事の許可を受け、1回1点につき、3,200円の範囲内で規則で定める額の特別観覧料を納めなければならないものとする。

5 施設の利用

兵庫津ミュージアムの和室及び便利施設を利用しようとする者は、知事の許可を受け、当該施設の使用料を納めなければならないものとする。

6 許可の取消し

知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、4又は5の許可の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により4又は5の許可を受けたとき。
- (2) 兵庫津ミュージアムの設置の目的又は5により許可を受けた利用の目的以外の目的に兵庫津ミュージアムの施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 兵庫津ミュージアムの施設、設備若しくは資料を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 兵庫津ミュージアムの管理者の指示に従わないとき。
- (5) その他兵庫津ミュージアムの管理上支障があるとき。

7 原状回復の義務等

兵庫津ミュージアムの施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設、設備又は資料を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならないものとする。

8 特別観覧料等の免除

知事は、特別の理由があると認めるときは、4の特別観覧料及び5の使用料(9において「特別観覧料等」という。)の全部又は一部を免除することができるものとする。

9 特別観覧料等の不還付

既に納めた特別観覧料等は、知事が特別の理由があると認めるときを除き、返還しないものとする。

●**県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例**(条例第16号)

特定非営利活動促進法及び国家戦略特別区域法の一部改正に伴い、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった場合の公表の手続等について所要の整備を行うとともに、特定非営利活動法人が行う届出等における添付書類の見直しを行うこととした。

●**兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第17号)

効率的で質の高い管理運営を図り、真に長寿を享受できる豊かな地域社会の形成を更に促進するため、兵庫県立但馬長寿の郷の施設のうち宿泊施設及び交流施設の管理を指定管理者に行わせることとし、所要の整備を行うこととした。

●**介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例**(条例第18号)

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正により、介護保険財政安定化基金(以下「基金」という。)への市町の拠出金に係る拠出率について、その標準となる厚生労働大臣が定める率が改定されることに伴い、当該拠出率を改めるとともに、現在の基金の残額、資金の交付及び貸付けの実績等を勘案し、令和3年度から令和5年度までの計画期間についても、市町に新たな拠出金を求めず基金を運用することとし、所要の整備を行うこととした。

●**児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例**(条例第19号)

児童福祉法に基づく児童相談所として尼崎こども家庭センター及び加東こども家庭センターを設置し、その名称、位置及び所管区域を次のとおりとすることとした。

名称	位置	所管区域
尼崎こども家庭センター	尼崎市	尼崎市
加東こども家庭センター	加東市	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡

●**食品衛生法基準条例の一部を改正する等の条例**(条例第20号)

食品衛生法の一部改正による営業許可業種の見直しとともに、食品衛生法施行令に掲げる営業に係る施設の基準については、食品衛生法施行規則で定める基準を参酌して条例で定めることとされるとともに、魚介類行商が同法の営業届出制度の対象業種となることに伴い、関係条例について所要の整備を行うこととした。

●**興行場法施行条例の一部を改正する条例**(条例第21号)

国の規制改革実施計画において個人事業主の事業承継時の手続の簡素化が示されたこと等を踏まえ、事業譲渡に伴って行う興行場営業の許可の申請に係る添付書類の簡素化を図る等、所要の整備を行うこととした。

●**国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例**(条例第22号)

土地改良施設の変更を内容とする国営土地改良事業として施行されている国営東播用水二期土地改良事業の完了に伴い、土地改良法の規定に基づき、県が負担する当該事業に要する費用の一部について、当該事業によって利益を受ける者又はその者が組合員である土地改良区から負担金を徴収するため、負担金の額及び徴収方法について所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例**(条例第23号)

公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を改めることとした。

●兵庫県文化財保護条例の一部を改正する条例（条例第24号）

多様な歴史文化遺産の保存及び継承を図るため、文化財保護法等による指定を受けていない無形民俗文化財のうち保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録する登録無形民俗文化財の制度を創設することとし、その手続等について必要な事項を定めることとした。

条 例

使用料及び手数料徴収条例及び阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第7号

使用料及び手数料徴収条例及び阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第1条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の2の部(2)の款及び(3)の款を削り、同部(1)の3の款中「第52条第1項及び」を「第55条第1項の規定に基づく」に、「第35条の規定に基づく」を「第35条第1号に規定する」に改め、同款を同部(3)の款とし、同部(1)の2の款を同部(2)の款とし、同部(4)の款から(34)の款までを次のように改める。

(4) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	9,600円
(5) 食肉販売業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第3号に規定する食肉販売業の許可の申請に対する審査	9,600円
(6) 魚介類販売業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第4号に規定する魚介類販売業の許可の申請に対する審査	9,600円
(7) 魚介類競り売り営業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	21,000円
(8) 集乳業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第6号に規定する集乳業の許可の申請に対する審査	9,600円
(9) 乳処理業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第7号に規定する乳処理業の許可の申請に対する審査	21,000円
(10) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	21,000円
(11) 食肉処理業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第9号に規定する食肉処理業の許可の申請に対する審査	21,000円

(12) 食品の放射線照射業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	21,000円
(13) 菓子製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第11号に規定する菓子製造業の許可の申請に対する審査	14,000円
(14) アイスクリーム類製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	14,000円
(15) 乳製品製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第13号に規定する乳製品製造業の許可の申請に対する審査	21,000円
(16) 清涼飲料水製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	21,000円
(17) 食肉製品製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	21,000円
(18) 水産製品製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第16号に規定する水産製品製造業の許可の申請に対する審査	16,000円
(19) 冰雪製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第17号に規定する冰雪製造業の許可の申請に対する審査	21,000円
(20) 液卵製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第18号に規定する液卵製造業の許可の申請に対する審査	21,000円
(21) 食用油脂製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第19号に規定する食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	21,000円
(22) みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	16,000円
(23) 酒類製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第21号に規定する酒類製造業の許可の申請に対する審査	16,000円
(24) 豆腐製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第22号に規定する豆腐製造業の許可の申請に対する審査	14,000円
(25) 納豆製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第23号に規定する納豆製造業の許可の申請に対する審査	14,000円
(26) 麺類製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第24号に規定する麺類製造業の許可の申請に対する審査	14,000円
(27) そうざい製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第25号に規定するそうざい製造業の許可の申請に対する審査	21,000円
(28) 複合型そうざい製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第26号に規定する複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	26,000円

(29) 冷凍食品製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	21,000円
(30) 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	26,000円
(31) 漬物製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第29号に規定する漬物製造業の許可の申請に対する審査	14,000円
(32) 密封包装食品製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	21,000円
(33) 食品の小分け業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第31号に規定する食品の小分け業の許可の申請に対する審査	14,000円
(34) 添加物製造業許可申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく政令第35条第32号に規定する添加物製造業の許可の申請に対する審査	21,000円

別表第4の1の2の部に次のように加える。

(35) 営業許可証再交付手数料	法第55条第1項の規定に基づく営業の許可に係る許可証の再交付	1,000円
(36) ふぐ処理責任者試験手数料	食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第17第1号へに規定するふぐの種類鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等の認定に係る試験の実施	11,000円

別表第4の21の部(28)の2の款の次に次のように加える。

(28)の2の2 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さの特例許可申請手数料	法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は同条第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
---	--	----------

別表第4の21の部備考7の表中

「

非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000円
--	---------

」

を

「

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円
非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000円

」

に改め、同表24の部(1)の款及び(2)の款を削り、同部(3)の款中「法」を「家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号。以下この部において「法」という。)」に改め、同款を同部(1)の款とし、同部(4)の款を同部(2)の款とし、同部(5)の款から(7)の款までを同部(3)の款から(5)の款までとし、同款の次に次のように加える。

(6) 種畜証明書書換え交付手数料	家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号。以下この部において「政令」という。）第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付	760円
(7) 種畜証明書再交付手数料	政令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付	760円

別表第4の24の部(8)の款中「法第32条」を「政令第9条」に改め、同部(9)の款中「法第32条」を「政令第10条第1項」に改め、同部(10)の款中「家畜人工授精所開設許可証の」を「家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下この部において「省令」という。）第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証（以下この部において「家畜人工授精所開設許可証」という。）の」に改め、同部(11)の款中「家畜人工授精等講習会修業試験合格証明書又は」を「省令第25条第1項の規定に基づき発行した修業試験の合格証明書の再交付又は省令第39条第1項の規定に基づく」に改め、同表37の部(5)の款中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改め、同表42の部中(6)の款を削り、(5)の款を(6)の款とし、(4)の款を(5)の款とし、(3)の款を(4)の款とし、(2)の款の次に次のように加える。

(3) 地域連携薬局等認定申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号。以下この部において「改正法」という。）附則第12条第7項の規定によりその例によることとされる改正法第2条の規定による改正後の法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定又は改正法第2条の規定による改正後の法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	11,000円
--------------------	---	---------

別表第4の42の部(26)の款中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改め、同部(27)の款及び(28)の款中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表66の部(2)の款中

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
------------------------------------	---------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円

」

に、

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	163,000円
------------------------------------	----------

」

を
「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	124,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	163,000円

」

に、

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	397,000円
------------------------------------	----------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	307,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	397,000円

」

に改め、同表67の部(1)の款中「第32条」を「第37条」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に、

「

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
--------------------------------------	----------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円

」

に、

「

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
--------------------------------------	----------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円（工場、倉庫その他の知事が定める建築物（以下この部において「工場等」という。）の場合にあっては、32,000円）
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円（工場等の場合にあっては、46,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円（工場等の場合にあっては、118,000円）

」

に、

「

339,000円
415,000円
482,000円
644,000円

」

を

「

339,000円（工場等 の場合にあつては、 168,000円）
415,000円（工場等 の場合にあつては、 216,000円）
482,000円（工場等 の場合にあつては、 260,000円）
644,000円（工場等 の場合にあつては、 379,000円）

」

に、

「

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
--------------------------------------	----------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円（工場等 の場合にあつては、 37,000円）
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円（工場等 の場合にあつては、 51,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円（工場等 の場合にあつては、 125,000円）

」

に、

「

689,000円
823,000円

935,000円
1,187,000円

」

を

「

689,000円（工場等 の場合にあつては、 175,000円）
823,000円（工場等 の場合にあつては、 224,000円）
935,000円（工場等 の場合にあつては、 270,000円）
1,187,000円（工場 等の場合にあつて は、390,000円）

」

に改め、同部(2)の款及び(3)の款中

「

変更部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	35,000円
変更部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 のもの	変更部分の床面積 に応じ、(1)の款に 定める金額に相当 する額

」

を

「

変更部分の床面積の合計 が300平方メートル以上の もの	変更部分の床面積 に応じ、(1)の款に 定める金額に相当 する額
------------------------------------	---

」

に、

「

その他の場合	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(モデル建物基準による場合にあつては、93,000円)
	変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円(モデル建物基準による場合にあつては、158,000円)
	変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額

」

を

「

その他の場合	モデル建物基準による場合	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円(工場等の場合にあつては、22,000円)
		変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額
	その他の場合	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(工場等の場合にあつては、26,000円)
		変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額

」

に改め、同表67の部(4)の款中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
------------------------------------	---------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
------------------------------------	---------

床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
--------------------------------------	---------

」

に、

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
------------------------------------	----------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円

」

に、

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
------------------------------------	----------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円

」

に改め、同部(5)の款中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同部(7)の款中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
------------------------------------	---------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円

」

に、

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
------------------------------------	----------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円

」

に、

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
------------------------------------	----------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円

」

に改め、同部備考1中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同部備考2中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。
 第2条 使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第4の42の部(3)の款中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第176号。以下この部において「改正法」という。）附則第12条第7項の規定によりその例によることとされる改正法第2条の規定による改正後の」を削り、「又は改正法第2条の規定による改正後の」を「又は」に改め、同部(10)の款を削り、同部(9)の款中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同款を同部(10)の款とし、同部(8)の款中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同款を

同部(9)の款とし、同部(7)の款中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同款を同部(8)の款とし、同部中(6)の款を(7)の款とし、(5)の款を(6)の款とし、(4)の款を(5)の款とし、(3)の款の次に次のように加える。

(4) 地域連携薬局等認定更新申請手数料	法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新又は法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	11,000円
----------------------	---	---------

別表第4の42の部(15)の款から(17)の款までの規定中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同部(19)の款から(21)の款までの規定中「第13条第6項」を「第13条第8項」に改め、同部(27)の款及び(28)の款中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同部(29)の3の款及び(29)の4の款中「第23条の2第2項」を「第23条の2第4項」に改め、同部(29)の10の款中「第23条の20第2項」を「第23条の20第4項」に改め、同部(41)の款中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同部(43)の款中「第40条の2第3項」を「第40条の2第4項」に改め、同部(44)の款中「第40条の2第5項」を「第40条の2第7項」に改め、同部(44)の3の款中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同部(44)の4の款中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同部(44)の5の款中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同款の次に次のように加える。

(4)の6 地域連携薬局等認定証書換え交付手数料	政令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局（以下この部において「地域連携薬局等」という。）の認定証の書換え交付	2,000円
(4)の7 地域連携薬局等認定証再交付手数料	政令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証の再交付	2,900円

(阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
 第3条 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例（平成14年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

観覧施設	一般	円	円
		600	450
	大学生	450	350
	高校生以下	無料	

」

を

「

観覧施設	東館に展示しているセンター資料のみを観覧する場合	一般	円	円
			300	200
		大学生	200	150
		高校生以下	無料	
	その他の場合	一般	600	450
		大学生	450	350

		高校生以下	無料
--	--	-------	----

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の21の部(28)の2の款の次に次のように加える改正規定並びに同表24の部、37の部及び42の部の改正規定 公布の日
- (2) 第3条の規定 公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日
- (3) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表4の1の2の部の改正規定 令和3年6月1日
- (4) 第2条の規定 令和3年8月1日



兵庫県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第8号

兵庫県税条例等の一部を改正する条例

(兵庫県税条例の一部改正)

第1条 兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第32条の21中「の金額」の右に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が同条第1項に規定する源泉徴収選択口座においてその年最後に行われた同条第2項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」を加える。

第40条第1項中「第7条」を「第6条の7」に改める。

第68条の2第1項第2号中「第39条の9」を「第39条の10」に改める。

第113条の3第1項中「つど」を「都度」に改め、同条第6項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第120条第1項中「同条第2項」の右に「又は第3項」を加え、同条第2項中「及び前項」を「並びに前項、第4項及び第5項」に改め、同条第3項中「前2項」の右に「、次項及び第5項」を加え、同条第4項中「読み替えて」を削り、「同条第1項(第1号イからハまで)」を「同条第1項(第1号イからニまで)」に、「同条第2項(第1号イからハまで)」を「同条第2項(第1号イ及びロ)」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法第149条第3項に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車に対して課する環境性能割の税率は、法第157条第5項において準用する同条第1項(第1号イ及びロ、第2号並びに第3号イ及びロに係る部分に限る。)に該当する自動車にあつては100分の1と、同条第5項において準用する同条第2項(第1号イ、第2号及び第3号イに係る部分に限る。)に該当する自動車にあつては100分の2とする。

附則第8条の3中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第9条の6第2項中「令和4年度」を「令和5年度」に改める。

附則第10条中「法附則第7条の4に規定する政令で」を「政令附則第5条の2に」に改める。

附則第15条の2中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第15条の4中「附則第7条第15項」を「附則第7条第14項」に、「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「附則第7条第16項」を「附則第7条第15項」に改める。

附則第16条第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第17条中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「で規定する」を「に規定する」に改める。

附則第17条の2第1項及び第17条の3第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第18条第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第3項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「又は」を「、又は」に、「第388条第1項の」を「第388条第1項に規定

する」に改める。

附則第21条の4第1項、第4項及び第5項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第21条の4の2第1項中「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第21条の6の2第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第2項中「同条第4項」の右に「又は第5項」を、「第2号ロ」の右に「若しくは第3号ロ（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改め、同条に次の2項を加える。

3 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（以下この項及び次項において「軽油自動車」という。）のうち、同号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車（同号イ及びロに掲げる乗用車を除く。）に対しては、当該軽油自動車の取得が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第114条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

4 法第157条第1項第3号イ若しくはロ又は第2項第3号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、第114条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

附則第21条の7第1項中「同条第4項」の右に「及び第5項」を加え、同条第2項中「から第4項」を「から第5項」に改め、「同条第4項」の右に「及び第5項」を加える。

附則第21条の8第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、「650万円（）」の右に「乗車定員30人以上の附則第21条の8第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に定める空港又は空港法施行令（昭和31年政令第232号）附則第2条に定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則第 条で定めるものに限る。）にあっては800万円とし、」を加え、「、200万円」を「200万円とする。」に改め、同条第3項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第4項中「自動車」を「トラック」に、「令和元年10月31日」を「令和3年10月31日」に改め、同条第5項中「同項第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、同項第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日まで」を「当該自動車の取得が令和3年10月31日まで」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第12条の2の13第7項」を「附則第12条の2の13第6項」に改め、「バス等又は」を削り、「自動車」を「トラック」に、「令和2年10月31日（同項に規定するバス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあっては、令和元年10月31日）」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とする。

附則第22条第3項中「、当該自動車（自家用の乗用車（三輪の小型自動車を除く。）及び特種用途車（三輪の小型自動車を除く。）のうちキャンピング車に該当するものを除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車（三輪の小型自動車を除く。）及び特種用途車（三輪の小型自動車を除く。）のうちキャンピング車に該当するもの）にあっては令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、同条第5項中「自動車に」を「自動車（第3項の規定の適用を受けるものを除く。）に」に改め、「、当該自動車（自家用の乗用車（三輪の小型自動車を除く。）及び特種用途車（三輪の小型自動車を除く。）のうちキャンピング車に該当するものを除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車（三輪の小型自動車を除く。）及び特種用途車（三輪の小型自動車を除く。）のうちキャンピング車に該当するもの）にあっては令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、同条第7項中「附則第12条の3第4項に規定する自動車及び特種用途車（三輪の小型自動車を除く。）のうちキャンピング車で同条第2項各号（第4号及び第5号を除く。）」を「附則第12条の3第2項第1号から第3号まで」に、「に該当するもの（以下この項において「自動車等」という。）」を「のうち、自家用の乗用車」に、「当該自動車等」を「当該自家用の自動車」に改め、同条に次の4項を加

える。

9 法附則第12条の3第5項各号に掲げる自動車(自家用の乗用車を除く。)に対して課する自動車税の種別割の税率は、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第125条の5第1項の規定にかかわらず、第3項の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

10 前項の規定が適用される場合における第125条の5第2項、第5項及び第6項並びに第125条の6第1項の規定の適用については、第125条の5第2項中「前項」とあるのは「附則第22条第9項」と、同項第1号中「3,700円」とあるのは「1,000円」と、「5,200円」とあるのは「1,300円」と、同項第2号中「4,700円」とあるのは「1,200円」と、「6,300円」とあるのは「1,600円」と、同項第3号中「6,300円」とあるのは「1,600円」と、「8,000円」とあるのは「2,000円」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条第9項及び同条第10項において読み替えて適用する第2項並びに前2項」と、同条第6項中「第1項」とあるのは「附則第22条第9項」と、第125条の6第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条第9項並びに同条第10項において読み替えて適用する前条第2項及び第6項」とする。

11 法附則第12条の3第6項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(第9項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する自動車税の種別割の税率は、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第125条の5第1項の規定にかかわらず、第5項の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

12 前項の規定が適用される場合における第125条の5第2項、第5項及び第6項並びに第125条の6第1項の規定の適用については、第125条の5第2項中「前項」とあるのは「附則第22条第11項」と、同項第1号中「3,700円」とあるのは「1,800円」と、「5,200円」とあるのは「2,600円」と、同項第2号中「4,700円」とあるのは「2,300円」と、「6,300円」とあるのは「3,200円」と、同項第3号中「6,300円」とあるのは「3,200円」と、「8,000円」とあるのは「4,000円」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条第11項及び同条第12項において読み替えて適用する第2項並びに前2項」と、同条第6項中「第1項」とあるのは「附則第22条第11項」と、第125条の6第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条第11項並びに同条第12項において読み替えて適用する前条第2項及び第6項」とする。

附則第32条の3第1項中「、同条第1項に規定する特定保有株式(以下この項において「特定保有株式」という。)」及び「、特定保有株式」を削る。

附則第48条に次の1項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第9条の4の2第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附則第49条第1項中「法附則第62条第1項に規定する総務省令」を「施行規則附則第28条第1項」に改める。

第2条 兵庫県税条例の一部を次のように改正する。

第33条第1項第3号中「及び同号」を「、同号」に改め、「発電事業等」という。)の右に「及び同号に規定する特定卸供給事業(第34条及び第44条の2第3項において「特定卸供給事業」という。)」を加える。

第34条第2項及び第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第44条の2第3項中「又は発電事業等」を「、発電事業等又は特定卸供給事業」に改める。

附則第6条第1項中「及び扶養親族」の右に「(年齢16歳未満の者及び法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加える。

(県民緑税条例の一部改正)

第3条 県民緑税条例(平成17年兵庫県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは各連結事業年度」を削り、「第52条第2項第4号」を「第52条第2項第3号」に改める。

(兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち兵庫県税条例附則第10条の2の2第1項の改正規定中「を削り」の右に「、「法人税割額から」を「法人税割額（法第53条第42項（同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した金額とする。）から」に改め」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中兵庫県税条例第32条の21及び附則第8条の3の改正規定並びに次項の規定 令和4年1月1日
 - (2) 第2条中兵庫県税条例第33条第1項第3号、第34条第2項及び第3項並びに第44条の2第3項の改正規定並びに第3条及び附則第4項から第6項までの規定 令和4年4月1日
 - (3) 第2条中兵庫県税条例附則第6条第1項の改正規定及び附則第3項の規定 令和6年1月1日
（県民税に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の兵庫県税条例（以下「新条例」という。）第32条の21の規定は、令和4年1月1日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等について適用し、同日以前に行われた所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例附則第6条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の県民緑税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項から附則第6項までにおいて「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が2号施行日以前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 5 2号施行日以前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日以前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び2号施行日以前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日以前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第3条の規定による改正前の県民緑税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。
（事業税に関する経過措置）
- 6 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、2号施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、2号施行日以前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 7 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（自動車税に関する経過措置）
- 8 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日以前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 9 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第9号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表30の部(2)の項ケ中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改め、同表中66の部を削り、65の部を66の部とし、64の2の部を65の部とし、同表67の8の部中「第30条第3項」を「第35条第3項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、本則の表30の部(2)の項ケの改正規定は、公布の日から施行する。



兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第10号

兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

第1条 兵庫県職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6,176人」を「6,199人」に、「19,613人」を「19,636人」に改める。

附則第4項中「500人」を「510人」に、「120人」を「145人」に改める。

(兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正)

第2条 兵庫県病院事業職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 職員の定数は、第1条の規定にかかわらず、兵庫県立加古川医療センターに臨時に設置する施設において新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の患者に対する医療を提供する体制を確保する間は、第1条に規定する定数に48人を加えた数とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 雑則（第22条—第24条）」

を

「第5章 在宅勤務（第22条）」

第6章 雑則（第23条—第25条）」

に改める。

第2条中「職員をいう。以下」を「職員をいう。以下この条及び第15条第1項第3号において」に、「地方公務員法」を「地公法」に、「ものをいう。以下」を「ものをいう。同号において」に改め、「県費負担教職

員」の右に「(第22条第1項及び第23条第1項において「県費負担教職員」という。)」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある義務教育諸学校等の職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の職員のうち、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用又は準用を受ける者をいう。以下この条及び第11条において同じ。)について、長期休業期間等(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則(令和2年文部科学省令第26号。第6項において「給特法施行規則」という。)第1条第1項に規定する長期休業期間等をいう。第3項第2号において同じ。)において当該義務教育諸学校等の職員の週休日を連続して設けることを目的とする場合に限り、第3条第1項から第4項まで並びに第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設け、次項第2号に規定する対象期間として定められた期間につき当該期間を平均し1週間当たり38時間45分(育児短時間勤務職員等にあつては第3条第2項の規定により定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては同条第3項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項の規定により定める時間。次項第2号及び第7項において「通常の勤務時間」という。)となるよう勤務時間を割り振らなければならない。

3 第1項の人事委員会規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 第1項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる義務教育諸学校等の職員の範囲

(2) 対象期間(その期間を平均し1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、1月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の全部又は一部を含むものとする。以下この条において同じ。)及びその起算日

(3) 対象期間を設定することができる期間の範囲

(4) 特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。)及びその起算日

(5) 対象期間における勤務日(第1項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この条において同じ。)及び当該勤務日ごとの勤務時間(次項の規定により対象期間を1月以上の期間ごとに区分することとした場合には、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間(次項及び第5項において「最初の期間」という。)における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の日数及び総勤務時間)

4 任命権者は、第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を1月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の日数及び総勤務時間の割振りを定める方法によることができる。

5 任命権者は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、同項の区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の日数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも30日前に、当該勤務日の日数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。

6 任命権者は、第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、文部科学大臣が給特法施行規則第6条第1項の規定により指針(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。第11条第2項において「給特法」という。)第7条第1項に規定する指針をいう。)に定める措置(次項において「指針に定める措置」という。)を講ずるものとする。

7 任命権者は、第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた義務教育諸学校等の職員又は当該義務教育諸学校等の職員の所属する学校について、対象期間中に、指針に定める措置を講ずることができなくなった場合(当該措置を講ずることができなくなることが明らかとなった場合を含む。)において、当該義務教育諸学校等の職員に当該指針に定める措置を講ずることができなくなった日(当該措置を講ずることができなくなることが明らかとなった日を含む。)以降の期間に4週間を超えない期間につき1週間当たりの通常の勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間があるときは、当該義務教育諸学校等の職員に対し、同項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち第12条に規定する休日及び

第13条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を、人事委員会規則で定めるところにより、勤務することを要しない時間として指定し、当該指定された勤務することを要しない時間を除く当該義務教育諸学校等の職員の当該期間における勤務時間について、当該期間を平均し1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるようにするものとする。

8 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された義務教育諸学校等の職員は、当該指定された勤務することを要しない時間において、第11条第2項の県教育委員会規則で定める場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるものとして、特に勤務することを命ぜられるときを除き、第1項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、当該指定された勤務することを要しない時間における勤務については、同条第1項に規定する時間外勤務とみなして同条第2項の規定を適用する。

第6条中「又は前条」を「、第5条第1項又は前条第1項」に、「をやめて」を「とせずに」に改める。

第11条第1項中「学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の職員のうち教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用又は準用を受けるもの」を「義務教育諸学校等の職員」に、「以下「義務教育諸学校等の職員」という」を「次項において同じ」に改め、同条第2項中「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）」を「給特法」に改め、同条第3項中「規定に基づく」を削る。

第12条第2項第1号中「又は第5条」を「、第5条第1項又は第5条の2第1項」に、「に基づき」を「により」に改める。

第13条第1項中「第5条」を「第5条第1項、第5条の2第1項」に改める。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とする。

第22条第1項中「地方教育行政法第37条第1項に規定する」を削り、「、この条例」を「この条例」に改め、「、第3条第5項、第4条から第7条まで、第9条、第15条第1項及び第24条中「任命権者」とあるのは「県教育委員会」と」を削り、「「市町教育委員会」を「、市町教育委員会」に改め、「と読み替えるもの」を削り、同条第2項中「、この条例」を「この条例」に、「第3条第5項」を「第3条第2項から第5項まで」に、「から第6条まで」を「、第5条、第6条」に、「及び第20条」を「、第20条及び第22条第1項」に改め、同条を第23条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 在宅勤務

第22条 職員（県費負担教職員を除く。）は、あらかじめ任命権者の承認を受けて、在宅勤務（自宅その他これに準ずるものとして任命権者が定める場所における勤務をいう。次項において同じ。）をすることができる。

2 前項に定めるもののほか、同項の承認の手続その他在宅勤務に関して必要な事項は、任命権者が定める。（教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第59号）の一部を次のように改正する。

本則の表3の項(2)中「第5条第1項」の右に「又は条例第5条の2第1項」を加え、同項(4)中「及び」を「又は」に改める。

（職員の子育て支援に関する条例の一部改正）

第3条 職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 子育てのための休暇（第23条—第26条）」

第3章の2 在宅勤務（第26条の2）」

を

「第3章 子育てのための休暇（第23条—第26条）」

に改める。

第13条中「育休法」を「勤務時間条例第5条第1項の規定の適用を受ける職員に係る育休法」に改め、「勤務時間条例第5条第1項の規定の適用を受ける職員に係る」を削り、同条に次の1項を加える。

2 勤務時間条例第5条の2第1項の規定の適用を受ける職員に係る育休法第10条第1項第5号に規定する条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

(1) 1年以内の期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める勤務の形態

第23条第1項中「の各号」を削り、「正規の勤務時間の」の右に「始め又は」を加える。

第3章の2を削る。

第27条第1項中「若しくは休暇又は在宅勤務の制度」を「又は休暇その他の仕事と子育ての両立に資する措置」に改める。

第28条第1項中「、第4条第4号及び第5条中「任命権者」とあるのは「県教育委員会」と」を削り、「「市町教育委員会」を「、市町教育委員会」に改め、「、前条中「任命権者」とあるのは「県教育委員会」と、「休業若しくは休暇又は在宅勤務」とあるのは「休業又は休暇」と読み替えるものと」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第22条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認を受けて行う同項に規定する在宅勤務について適用し、施行日前に第2条の規定による改正前の職員の子育て支援に関する条例第26条の2第1項の規定により承認を受けて行う同項に規定する在宅勤務については、なお従前の例による。

~~~~~

職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 兵庫県条例第12号

##### 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「737,000円」を「726,000円」に改める。

附則第4条中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「100分の10」を「100分の12」に改める。

附則第5条中「令和2年6月」を「令和3年6月」に改める。

附則第7条を削る。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「100分の10」を「100分の12」に改める。

附則第5条を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第13号

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように

改正する。

附則第3項を次のように改める。

(給料月額の特例)

3 令和3年4月分から令和4年3月分までの特別職に属する常勤の職員の給料月額に係る別表第1の規定の適用については、同表中「1,340,000円」とあるのは「1,260,000円」と、「1,050,000円」とあるのは「1,008,000円」と、「880,000円」とあるのは「854,000円」と、「740,000円」とあるのは「726,000円」と、「730,000円」とあるのは「716,000円」とする。ただし、第3条第2項及び第5項、第4条第2項並びに第5条の規定の適用については、この限りでない。

附則第4項から第10項までを削る。

附則第11項中「令和2年6月」を「令和3年6月」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第12項及び第13項を削る。

附則第14項中「附則第14項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第15項から第18項までを削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第14号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「前項第1号から第10号まで」を「前項第2号から第7号まで、第9号又は第10号」に改め、「800円」の右に「(同項第6号又は第10号に掲げる業務のうち知事が指定するものに従事した場合においては、950円)」を加え、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(i) 前項第1号又は第8号に掲げる業務 当該業務に従事した日1日につき950円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、施行日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。



兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第15号

兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本県の名称の由来となり、初代県庁が置かれた兵庫津において、兵庫津の歴史、本県独自の成り立ち及び兵庫五国の歩みをはじめとする自然、歴史、文化などの多様な地域資源（第4条第1項において「多様な地域資源」という。）を有する本県の魅力を広く発信することにより、県民の地域への愛着を育み、県内におけるにぎわいを創出するため、兵庫県立兵庫津ミュージアム（以下「兵庫津ミュージアム」という。）を置く。

(位置)

第2条 兵庫津ミュージアムの位置は、神戸市兵庫区中之島2丁目とする。

(構成施設)

第3条 兵庫津ミュージアムは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 初代県庁館
- (2) ひょうごはじまり館

(業務)

第4条 兵庫津ミュージアムは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 多様な地域資源に関する実物、模写、模造、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料(以下「資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。
- (2) 多様な地域資源に関する学術調査及び研究を行うこと。
- (3) 多様な地域資源に関する情報の収集、発信及び活用を行うこと。
- (4) 多様な地域資源に関する講演会、講習会等を開催すること。
- (5) 多様な地域資源に関する活動のために兵庫津ミュージアムの施設を県民の利用に供すること。
- (6) 他の博物館、研究機関、多様な地域資源に関する活動を行う団体等との相互協力及び連携を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、兵庫津ミュージアムの目的を達成するために必要な業務

2 知事は、兵庫津ミュージアムの施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の利用に供することができる。

(特別観覧料)

第5条 兵庫津ミュージアムに展示し、又は保管している資料について学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者は、知事の許可を受け、1回1点につき、3,200円の範囲内で規則で定める額の特別観覧料を納めなければならない。

(施設の利用)

第6条 別表に掲げる兵庫津ミュージアムの施設を利用しようとする者は、知事の許可を受け、同表に定める使用料を納めなければならない。

(許可の取消し)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前2条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により前2条の許可を受けたとき。
- (2) 兵庫津ミュージアムの設置の目的又は前条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に兵庫津ミュージアムの施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 兵庫津ミュージアムの施設、設備若しくは資料を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 兵庫津ミュージアムの管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、兵庫津ミュージアムの管理上支障があるとき。

(原状回復の義務等)

第8条 兵庫津ミュージアムの施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設、設備又は資料を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(特別観覧料等の免除)

第9条 知事は、特別の理由があると認めるときは、第5条の特別観覧料及び第6条の使用料(次条において「特別観覧料等」という。)の全部又は一部を免除することができる。

(特別観覧料等の不還付)

第10条 既に納めた特別観覧料等は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、兵庫津ミュージアムの管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3条(第2号に係る部分に限る。)の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		使用料			備考
		9時から12時 まで	13時から17時 まで	9時から17時 まで	
初代県 庁館	和室	1,000円	1,400円	2,400円	商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
	利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1土地使用料の款その他のものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額			

~~~~~

県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第16号

県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例

県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。  
第17条を次のように改める。

（設立の認証の申請等に係る公表）

第17条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による公表は、法第10条第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 法第10条第2項の規定による縦覧の期間

(2) 法第10条第2項の規定による縦覧の場所

第18条第1項中「第10条第3項による」を「第10条第4項に規定する」に改め、同条第2項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改め、同条第4項中「副本」を「その副本」に改める。

第19条第2項中「副本」を「その副本」に改め、同条第3項を削る。

第24条第2項中「写し」を「その写し」に改め、同条第3項を削る。

第40条第1項中「(法第54条第2項第2号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がない場合にはその旨を記載した書類)」を削り、同条第2項ただし書中「及び第44条」を削り、「規定する」の右に「認定特定非営利活動法人のうち」を加え、「法人以外の法人」を「もの以外のもの又は第44条に規定する特例認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの」に、「以下」を「次条第2項において」に、「副本」を「当該副本」に改める。

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。ただし、第19条第3項及び第24条第3項を削る改正規定は、同年4月1日から施行する。

~~~~~

兵庫県立但馬長寿の郷きょうの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第17号

兵庫県立但馬長寿の郷きょうの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立但馬長寿の郷きょうの設置及び管理に関する条例（平成10年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「及び使用料の納付」を削り、同条中「別表」を「別表第1又は別表第2」に、「受け、同表に定める使用料を納めなければ」を「受けなければ」に改める。

第9条を第12条とし、第8条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、別表第2に掲げる長寿の郷きょうの施設の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。次条において同じ。）に行わせる。

（利用料金）

第11条 第4条の規定により別表第2に掲げる長寿の郷きょうの施設の利用の許可を受けた者は、当該施設の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。

3 利用料金の額は、別表第2に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「前条の」を削り、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（使用料の納付）

第5条 前条の規定により別表第1に掲げる長寿の郷きょうの施設の利用の許可を受けた者は、同表に定める使用料（次条及び第7条において「使用料」という。）を納めなければならない。

別表中「第4条」の右に「、第5条」を加え、同表1の部中「1 専用利用」を削り、同部小集会室の款及び陶芸室の款からロジの款まで並びに同表2の部を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条、第10条、第11条関係）

1 専用利用

区分	基準額						備考
	開館時刻から12時まで	13時から17時まで	18時から閉館時刻まで	開館時刻から17時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで	
小集会室	円 300	円 400	円 400	円 700	円 800	円 1,100	商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
陶芸室	800	1,100	1,100	1,900	2,200	3,000	
音楽室	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800	
工作室	700	1,000	900	1,700	1,900	2,600	
宿泊室	1人1泊につき、9,900円の範囲内で規則で定める額						
ロジ	1棟1泊につき、34,000円の範囲内で規則で定める額						

利便施設	使用料及び手数料徴収条例別表第1 土地使用料の款その他のものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	
附属設備	別に規則で定める額	

2 共同利用

区分	基準額	備考
陶芸室	1人1回につき 100円	小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者が利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。
工作室	1人1回につき 100円	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第18号

介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例(平成12年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。
第2条中「100,000分の42」を「100,000分の36」に改める。

附則第2項中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「100,000分の42」を「100,000分の36」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第19号

児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例

児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例（平成12年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

本則の表中央子ども家庭センターの項所管区域の欄中「洲本市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市」を「加古川市 高砂市 洲本市」に、「淡路市 加東市 多可郡」を「淡路市」に改め、同項の次に次のように加える。

尼崎子ども家庭センター	尼崎市	尼崎市
-------------	-----	-----

本則の表西宮子ども家庭センターの項所管区域の欄中「尼崎市 西宮市」を「西宮市」に改め、同表川西子ども家庭センターの項の次に次のように加える。

加東子ども家庭センター	加東市	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡
-------------	-----	-------------------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

食品衛生法基準条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第20号

食品衛生法基準条例の一部を改正する等の条例

(食品衛生法基準条例の一部改正)

第1条 食品衛生法基準条例(平成11年兵庫県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第51条」を「第54条」に改め、「この条及び次条において」、「(以下「営業施設」という。)」及び「業種別の」を削る。

第2条中「昭和23年厚生省令第23号」の右に「。以下「省令」という。」を加える。

第3条の見出し中「営業施設」を「政令第35条に規定する営業の施設」に改め、同条第1項中「第51条に規定する」を「第54条の規定による政令第35条に規定する営業の施設の」に、「別表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 政令第35条各号に掲げる営業(同条第1号に掲げる営業のうち、露店形態(露店、屋台店その他これらに類する店を出してする営業の形態をいう。以下同じ。)によるもの並びに同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。別表の第1の部において同じ。)に共通する施設の基準 同部で定める基準
- (2) 政令第35条各号に掲げる営業ごとの施設の基準 別表の第2の部で定める基準
- (3) 次に掲げる営業について前2号で定める基準に付加する施設の基準 別表の第3の部で定める基準
 - ア 法第13条第1項の規定に基づき定められた基準又は規格に適合する生食用食肉を取り扱う営業
 - イ ふぐを取り扱う営業

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

第1 政令第35条各号に掲げる営業に共通する施設の基準 省令別表第19で定める基準(同条第4号に掲げる営業のうち、自動車において当該営業をするものにあつては、同表第3号ニ、リ、ヲ及びタで定める基準を除く。)をもって、その基準とする。この場合において、同表第3号チで定める基準(同条第1号及び第4号に掲げる営業のうち、自動車においてこれらの営業をするものに係る部分に限る。)中「水栓は」とあるのは「水栓は必要に応じて」と、同表第5号ホ(2)及びヘ(2)で定める基準中「冷蔵」とあるのは「必要に応じて冷蔵設備」と、同号ホ(4)で定める基準中「備える冷凍室及び保管室」とあるのは「有する冷凍設備を備えた当該製品の保管をする室又は場所」とする。

第2 政令第35条各号に掲げる営業ごとの施設の基準 次の1から30までに掲げる営業の区分に応じ、それぞれ1から30までに定めるとおりとする。

1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業 次に掲げるとおりとする。

- (1) (2)に定めるもののほか、省令別表第20第1号で定める基準をもって、その基準とする。
- (2) 露店形態によるものにあつては、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 施設は、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な設備及び機械器具の配置並びに食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有し、じんあい、排水又は廃棄物による汚染を防止することができる構造であること。

イ 施設は、清潔で衛生的な場所に位置し、清掃、洗浄又は消毒(ウにおいて「清掃等」という。)を容易にすることができる構造であり、当該施設に床面を有する場合にあつては、必要に応じて不浸透性材料で作られ、排水が良好であること。

ウ 作業又は清掃等を十分にすることができるよう、必要な明るさを確保することができる構造設備であること。

エ 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を供給することができる給水設備又は貯水設備があり、当該貯水設備には、給水栓を必要に応じて備えること。

オ エの貯水設備により供給することができる水の容量は、1日の営業において、簡易な営業にあつては約40リットルとし、比較的大量の水を要しない営業にあつては約80リットルとし、比較的大量の水を要する営業にあつては約200リットルとすること。

- カ 調理器具、食器等(クにおいて「調理器具等」という。)の洗浄設備を必要に応じて有すること。
- キ 使用に便利な位置に従業者の手指を洗浄し、及び消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。
- ク 食品、添加物又は調理器具等を衛生的に保管する設備を有すること。
- ケ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有し、及び温度計を備えた冷蔵設備又は冷凍設備を必要に応じて有すること。
- コ 廃水を保管することができる不浸透性材料で作られた貯水設備又は排水容器を必要に応じて有すること。
- サ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備は、不浸透性及び十分な容量を備え、清掃がしやすく、汚液又は汚臭が漏れない構造であること。
- 2 政令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 省令別表第20第2号で定める基準をもって、その基準とする。
- 3 政令第35条第3号に規定する食肉販売業 省令別表第20第3号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号イで定める基準中「処理室」とあるのは「原材料の処理をする室又は場所(作業区分に応じて区画されているものに限る。)」と、同号ロで定める基準中「分割する」とあるのは「分割し、又は細切する」とする。
- 4 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業 次に掲げるとおりとする。
- (1) (2)に規定する場合を除き、(3)に定めるもののほか、省令別表第20第4号で定める基準をもって、その基準とする。
- (2) 自動車において鮮魚介類を販売する場合にあっては、(3)に定めるもののほか、省令別表第20第1号(1)及び(2)で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号(1)で定める基準中「簡易な営業」とあるのは「鮮魚介類を包装せずに販売する場合」と、同号(2)で定める基準中「比較的大量の水を要しない営業」とあるのは「鮮魚介類を処理する場合」とする。
- (3) 附帯的な調理を行う場所は、他の場所と区画され、専用の器具を備えていること。
- 5 政令第35条第5号に規定する魚介類売り営業 省令別表第20第5号で定める基準をもって、その基準とする。
- 6 政令第35条第6号に規定する集乳業 省令別表第20第6号で定める基準をもって、その基準とする。
- 7 政令第35条第7号に規定する乳処理業 省令別表第20第7号で定める基準をもって、その基準とする。
- 8 政令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業 省令別表第20第8号で定める基準をもって、その基準とする。
- 9 政令第35条第9号に規定する食肉処理業 次に掲げるとおりとする。
- (1) (2)に規定する場合を除き、省令別表第20第9号イからホまで及びトで定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号ニで定める基準中「分割する」とあるのは「分割し、又は細切する」と、同号ホ(2)で定める基準中「懸ちよう設備」とあるのは「懸ちよう設備(小動物を剥皮に伴う食肉への汚染防止措置により処理する場合を除く。)」とする。
- (2) 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、省令別表第20第9号イからへまでで定める基準をもって、その基準とする。
- 10 政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業 省令別表第20第10号で定める基準をもって、その基準とする。
- 11 政令第35条第11号に規定する菓子製造業 省令別表第20第11号で定める基準をもって、その基準とする。
- 12 政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業 省令別表第20第12号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号イで定める基準中「検査を」とあるのは、「生乳を使用しない施設及び検査を」とする。
- 13 政令第35条第13号に規定する乳製品製造業 省令別表第20第13号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号イで定める基準中「検査を」とあるのは、「生乳を使用しない施設及び検査を」とする。
- 14 政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業 省令別表第20第14号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号イで定める基準中「をする室」とあるのは、「及び保管をする室」

とする。

- 15 政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業 省令別表第20第15号で定める基準をもって、その基準とする。
- 16 政令第35条第16号に規定する水産製品製造業 省令別表第20第16号で定める基準をもって、その基準とする。
- 17 政令第35条第17号に規定する冰雪製造業 省令別表第20第17号で定める基準をもって、その基準とする。
- 18 政令第35条第18号に規定する液卵製造業 省令別表第20第18号で定める基準をもって、その基準とする。
- 19 政令第35条第19号に規定する食用油脂製造業 省令別表第20第19号で定める基準をもって、その基準とする。
- 20 政令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業 省令別表第20第20号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号イで定める基準中「製麴をし」とあるのは、「製造工程に応じて製麴をし」とする。
- 21 政令第35条第21号に規定する酒類製造業 省令別表第20第21号で定める基準をもって、その基準とする。
- 22 政令第35条第22号に規定する豆腐製造業 省令別表第20第22号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号ロで定める基準中「殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備」とあるのは、「殺菌に必要な設備を有し、必要に応じて冷却又は包装をするための設備」とする。
- 23 政令第35条第23号に規定する納豆製造業 省令別表第20第23号で定める基準をもって、その基準とする。
- 24 政令第35条第24号に規定する麺類製造業 省令別表第20第24号で定める基準をもって、その基準とする。
- 25 政令第35条第25号に規定するそうざい製造業及び同条第26号に規定する複合型そうざい製造業 省令別表第20第25号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号ハで定める基準中「冷蔵」とあるのは、「必要に応じて冷蔵設備」とする。
- 26 政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業 省令別表第20第26号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号ロで定める基準中「冷蔵」とあるのは「必要に応じて冷蔵設備」と、同号ニで定める基準中「備える冷凍室及び保管室」とあるのは「有する冷凍設備を備えた当該製品の保管をする室又は場所」とする。
- 27 政令第35条第29号に規定する漬物製造業 省令別表第20第27号で定める基準をもって、その基準とする。
- 28 政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業 省令別表第20第28号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号ロで定める基準中「冷蔵」とあるのは、「必要に応じて冷蔵設備」とする。
- 29 政令第35条第31号に規定する食品の小分け業 省令別表第20第29号で定める基準をもって、その基準とする。
- 30 政令第35条第32号に規定する添加物製造業 省令別表第20第30号で定める基準をもって、その基準とする。

第3 法第13条第1項の規定に基づき定められた基準又は規格に適合する生食用食肉又は ふぐを取り扱う営業に係る施設の基準 省令別表第21で定める基準をもって、その基準とする。

(魚介類行商条例の廃止)

第2条 魚介類行商条例(昭和39年兵庫県条例第61号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(罰則の経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改める。

本則の表71の部を次のように改める。

71 削除



興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第21号

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和59年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「する者」の右に「(次項において「許可申請者」という。)」を加え、同項第1号中「又は名称」を削り、「並びに法人」を「(法人)」に改め、「その」の右に「名称、」を、「の氏名」の右に「及び主たる事務所の所在地」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「知事が必要と認める」を「規則で定める」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項の場合において、法第2条第1項の許可の申請に係る興行場営業を行う興行場の構造設備に変更がないときは、当該図面の添付を省略することができる。

第2条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、法第2条第1項の許可の申請に係る興行場営業が同項の許可を受けて興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）から譲り受けたものであるときは、当該興行場営業を譲り受けた許可申請者は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、同項の申請書に当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載して、同項第3号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

第4条中「第2条第2項」を「第2条第1項」に改める。

第5条第1項及び第2項中「届書」を「届出書」に改め、同項第1号中「戸籍謄本」の右に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第7条第1項中「興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）」を「営業者」に改め、同条第2項第1号中「名称及び」を削り、「並びに法人」を「(法人)」に改め、「その」の右に「名称、」を、「の氏名」の右に「又は主たる事務所の所在地」を加え、同条第3号中「若しくは」を「、若しくは」に改め、同項第4号中「又は」を「、又は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の興行場法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項の規定による許可の申請について適用し、施行日前に行われた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第5条第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる法第2条の2第2項の規定による届出について適用し、施行日前に行われた同項の規定による届出については、なお従前の例による。



国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第22号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（平成3年兵庫県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表」を「別表第1又は別表第2」に、「負担金」を「同項の規定による負担金（次条第1項各号において「県負担金」という。）」に改める。

第3条第1項中「事業に要する費用につき法第90条第1項の規定に基づき県が負担する負担金の額の2分の1（土地改良施設の管理に係る事業にあつては、当該負担金の額）に相当する額」を「次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 別表第1の右欄に掲げる事業 当該事業の県負担金の額
- (2) 別表第2の第2欄に掲げる事業 当該事業の同表の第3欄に掲げる工事の区分に応じ、当該事業の県負担金（当該工事に係るものに限る。）の額にそれぞれ同表の第4欄に掲げる割合を乗じて得た額を合算した額

第3条第2項中「事業の施行」を「県が事業」に、「徴収する」を「県が徴収する」に、「同項の規定により算出して得た」を「同項各号に定める」に改め、同条第3項中「額は、」の右に「前2項の規定により県が徴収する負担金の総額を」を加え、「に応じて第1項又は前項の県が徴収する負担金の総額を割り振って得られる」を「で按分して得た」に改める。

第4条第1項本文中「規定により」の右に「県が」を加え、「当該事業に要する年度ごとに」を「各年度の当該事業に要する」に、「当該年度の」を「当該各年度の」に、「要した」を「要する」に改め、同項ただし書中「知事は、」の右に「当該負担金の全部又は一部を」を加え、同条第2項中「元利均等年賦支払」の右に「の方法」を、「翌年度」の右に「の初日」を、「据置期間は」の右に「同日から起算して」を加え、「年5パーセント」を「土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条第2項に規定する農林水産大臣の定める率」に改める。

別表中「第2条」の右に「、第3条」を加え、同表土地改良施設の変更の款を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条、第3条関係）

事業の区分	事業の名称	工事の区分	負担金の割合
土地改良施設の変更	国営東播用水二期土地改良事業	農業用排水工事（耐震化対策に係るものを除く。）	100分の41.8（平成24年度から平成29年度までに施行された事業に係るものにあつては、100分の49）
		耐震化対策に係る農業用排水工事	100分の10（平成24年度及び平成25年度に施行された事業に係るものにあつては、100分の49）

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第23号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「13,679人」を「13,623人」に、「7,644人」を「7,741人」に、「7,873人」を「7,713人」に、「3,367人」を「3,412人」に、「32,563人」を「32,489人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



兵庫県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県条例第24号

兵庫県文化財保護条例の一部を改正する条例

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 民俗文化財（第27条—第30条）」

を

「第4章 民俗文化財

第1節 指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財（第27条—第30条）

第2節 登録無形民俗文化財（第30条の2—第30条の5）」

に改める。

第4章中第27条の前に次の節名を付する。

第1節 指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財

第30条の次に次の節名及び4条を加える。

第2節 登録無形民俗文化財

（登録）

第30条の2 県委員会は、県の区域内に存する指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第182条第2項の規定に基づく市町の条例の規定による指定を受けているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 県委員会は、前項の規定による登録（次項及び次条において「登録」という。）をしたときは、速やかに、その旨を県公報で告示する。

3 第19条の2第4項の規定は、登録の効力の発生について準用する。

（登録の抹消）

第30条の3 県委員会は、登録をした無形の民俗文化財（以下この節及び第34条において「登録無形民俗文化財」という。）について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったときその他特別の理由があるときは、その登録を抹消することができる。

2 県委員会は、登録無形民俗文化財が法第78条第1項の規定による重要無形民俗文化財の指定若しくは法第182条第2項の規定に基づく市町の条例の規定による指定を受けたとき、又は登録無形民俗文化財について第27条第1項の規定による指定無形民俗文化財の指定をしたときは、その登録を抹消するものとする。

3 県委員会は、前2項の規定による登録の抹消（次項において「登録の抹消」という。）をしたときは、その旨を県公報で告示する。

4 第19条の2第4項の規定は、登録の抹消の効力の発生について準用する。

（市町に対する要請）

第30条の4 県は、その区域内に登録無形民俗文化財が存する市町に対し、当該登録無形民俗文化財の保存及び活用のための措置を講ずよう求めることができる。

（準用規定）

第30条の5 第29条の2から第29条の4までの規定は、登録無形民俗文化財の保存及び公開について準用する。

第34条第1号中「及び」を「若しくは」に改め、「第19条の2第1項」の右に「若しくは第30条の2第1項」を、「登録有形文化財」の右に「若しくは登録無形民俗文化財」を加え、同条第2号中「及び」を「又は」に改め、同条第3号中「及び」を「若しくは」に改め、「第19条の3第1項」の右に「若しくは第30条の3第1項」を、「登録有形文化財」の右に「若しくは登録無形民俗文化財」を加え、同条第5号中「第12条」を「第12条第1項」に、「の規定により」を「において」に改め、同項第6号中「の規定により」を「において」に、「及び第26条」を「又は第26条」に改め、同条第7号中「第16条」を「第16条第1項」に、「の規定により」を「において」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。